

岡山県知事 殿

市町村長(又は地方独立行政法人)

老人ホーム設置届

老人ホームを設置するので、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定により届け出ます。

- 1 老人ホームの名称、種類及び所在地
- 2 老人ホームの経営者(設置者と異なる場合)
- 3 老人ホームの創設又は既存施設の改造、拡張又は修理の別及びその必要な理由
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員 人

居室の状況

人室 (m ²)	室
人室 (m ²)	室
人室 (m ²)	室
人室 (m ²)	室

- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 敷地面積及びその他老人ホームの用に供する土地面積
 - (2) 建築面積及び延べ面積
 - (3) 設備の概要
- 7 職員の定数及び職務の内容
- 8 施設の整備費
 - (1) 整備費総額 円
(イ) 工事費(事務費を含む。) 円(円/m²)
(ロ) 初度調弁費 円
 - (2) 財源内訳
(イ) 国庫負担額 円
(ロ) 県費負担額 円
(ハ) 設置者負担額 円
(ニ) その他の収入額 円
- 9 工事しゅん工及び事業開始の予定年月日
- 10 運営の責任者及び養護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 11 施設の長の氏名及び経歴

添付書類1 工事検査済証の写し、施設の配置図、平面図、立面図及び写真、診療所開設許可証の写し、職員名簿

- 2 地方独立行政法人の場合、届出者の登記事項証明書
- 3 その他必要と認められる書類